第4部 計画の進行管理

第1章 群馬県環境基本計画

第1章 群馬県環境基本計画

1 環境基本計画の概要 【環境政策課】

本県環境行政の指針となる「群馬県環境基本計画」は、平成8年10月に制定された「群馬県環境基本条例」に基づいて、平成9年2月に初めて策定されました。この基本計画は、平成8(1996)年から平成17(2005)年までを計画期間として、大量生産、大量消費、大量廃棄社会を見直し、環境との調和、持続的に発展する社会を目指して各種の環境保全施策の取組を進めてきました。

平成18年3月には、実践・実行を念頭に置いて新たな基本計画「群馬県環境基本計画2006-2015」を策定し、「群馬の豊かな自然を守り、育む」「環境への負荷が少ない循環型社会をつくる」「自主的取組と各主体間の連携を進める」の基本目標のもと、環境保全に関する取組の推進を図りました。

その後、計画の理念や基本的な考え方は継承しつつ、今日的な視点から必要な見直しを行い、中間年にあたる平成22 (2010) 年度に、後半計画

として「群馬県環境基本計画2011-2015」を 策定しました。

平成28年3月には、現計画となる「群馬県環境基本計画2016-2019」を策定し、「豊かで持続的に発展する環境県群馬を目指して」をメインテーマとして、県民生活の水準を維持増進させつつ、温室効果ガスやごみ等の環境に負荷を与えるものの排出が抑制された、質が高く持続可能な環境県づくりを目指しています。

環境基本計画は、県ホームページからもご覧い ただけます。

【ホームページアドレス】

●環境基本計画2016-2019

http://www.pref.gunma.jp/04/e0100622.html

2 進捗点検調査 【環境政策課】

(1)調査概要

ア調査目的

「群馬県環境基本計画2016-2019」に定める施策展開の方向ごとに、個別事業の実施状況、環境指標の状況を経年的に把握、点検することにより、今後の施策事業の効果的な推進や基本計画の見直しに役立たせるとともに、本県環境行政に対する県民の理解を促進することを目的とします。

イ 調査対象事業及び調査対象年度

調査対象事業は、環境基本計画の体系に基づく、環境関連施策219事業(再掲あり)であり、 平成29(2017)年度の実績に対する調査です。

ウ 調査年月 平成30年7月

工 調查方法

下記①~③について、各事業担当課が進捗点 検調査票を作成することにより実施。

- ①各事業に関して、事業のねらい、事業概要、 現状認識、今後の方針・課題
- ②成果 (結果) を示す指標の推移
- ③事業評価

基本計画 境 現

(2) 事業評価の集計結果

旅	亜策展開の方向	事業評価	A: 概ね妥当と考 える	B:部分的見直し が必要	C:大幅な見直し が必要	D:廃止・休止 の方向
I	地球温暖化の防止	事業数	35	5		1
1	地球温暖化の防止	構成比%	85.4	12.2		2.4
II	生物多様性の保全・自	事業数	27	7		
	然との共生	構成比%	79.4	20.6		
ш	本社四接の個人	事業数	11			
Ш	森林環境の保全	構成比%	100.0			
18.7	wy al become - the A D A Date	事業数	59	7		
IV	生活環境の保全と創造	構成比%	89.4	10.6		
V	持続可能な循環型社会	事業数	27	1		
	づくり	構成比%	96.4	3.6		
VI	/I 全ての主体が参加する	事業数	32	6		1
	環境保全の取組	構成比%	82.1	15.4		2.6
	引 (910車架)	事業数	191	26		2
	計 (219事業)	構成比%	87.2	11.9		0.9

[※]各構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならないところがあります。

3 施策展開の概要 【環境政策課】

(1) 地球温暖化の防止

施策展開	平成29年度の主な取組状況	今後の方針・課題
①温室効果ガス	の排出削減による低炭素社会の実現	
温室効果ガス排出の計画的削減	・「温室効果ガス排出削減計画」など3つの計画制度合計で約400の事業者(延べ数)から提出があり、内容の審査を実施した。 ・計画の提出義務がある事業者の内12事業者に対し現地調査を行い、温室効果ガス排出抑制に向けた取組状況の確認を実施した。	基準年の平成19年度と比較して5.2%増加 しており、さらに改善を進める必要がある。 ・既存施策の更なる推進と新たな施策に取り
省エネルギー対策の促進	・家庭における夏及び冬の節電・省エネを支援 し、その定着を図るため、県と市町村、関係 団体等が連携して「家庭の節電・省エネ推進 プロジェクト」としてクールシェア(221施 設)・出前講座講師の派遣(44回)を実施した。 ・ 県 有 施 設 の 省 エ ネ ル ギ ー 対 策 と し て、 ESCO事業の推進やLED 直管型照明の導 入、エコカー導入などを行った。	編)」の目標達成のためには、今後、更なる対策の強化が必要である。 ・県有施設の省エネ改修の計画的な実施、ESCO事業の導入や公用車のエコカー更新などに率先して取り組む必要がある。
自動車交通対策の推進	・エコドライブの普及、啓発活動やWebサイトの運営のほか、社内エコドライブ推進体制の整備・維持のための支援を実施した。 ・燃料電池自動車の普及を図るため、平成27年度に行政・水素エネルギー関係事業者・自動車メーカー・関係団体等からなる協議会を設置し、普及に向けた課題について協議・検討・共通理解を深めるとともに、セミナーを開催して機運の醸成を図った。 ・自動車以外の移動手段も選択できる社会の実現に向け、「群馬県交通まちづくり戦略」を策定した。	とともに、本県には水素ステーションの具体的な設置計画がないが、引き続き普及のための先進県への調査等を進め、協議会で検討する。 ・公共交通の利用者が減少しており、将来に向かっていかに地域公共交通を維持していくかが課題となっている。県民一人ひとりが、過度のマイカーへの依存を改め、意識して公共交通を選択するよう促すため、引
県民による自主的 取組の促進	・エコアクション21への認証登録支援として、 事前説明会や集合コンサルティングを実施 した。	
県民や民間団体の 温暖化防止活動の 促進		·

施策展開	平成29年度の主な取組状況	今後の方針・課題
021102100	レギーの普及・拡大	ン IX △ > > > 1 面 レ ∨ V で
②再生り 化エイバ	レナーの自及・拡入	
再生可能エネル		
ギーの普及・拡大		住宅の割合が高い本県にとって、住宅用太
	を決定した。	陽光発電設備は再生可能エネルギーの普及
	・県ホームページに太陽光発電事業の「登録	に有効であることから、融資を継続する。
	候補地リスト」及び「登録発電事業者リス	また、固定価格買取制度による売電単価の
	ト」を掲示し、候補地と発電事業者のマッ	下落や発電した電力を自家消費するための
	チングを図った。	設備の普及といった市場動向を注視しなが
		ら、制度を運用する。
		・太陽光発電事業候補地の件数が少なくマッ
		チングが難しい状況が続いているため、事
		業の大幅な見直しをする必要がある。
③二酸化炭素の	及収源対策	
森林等の保全・整	・森林が有する多面的にわたる公益的機能を	・森林の有する多面的機能を持続的に発揮さ
備	持続的に発揮させるため、森林所有者等が	せるため、今後も間伐等森林整備を推進す
	実施する間伐等に対して支援及び条件不利	る必要がある。
	地や保安林等公益上特に重要な森林に対し	
	て間伐等森林整備を実施した。	
④フロン類の排出	出抑制による温暖化対策	
フロン類排出抑制	・第一種特定製品の廃棄等実施者や特定解体	・フロン充填回収技術講習会の開催や出前な
対策の推進	元請業者へのアンケート調査の実施、フロ	んでも講座等による説明会の啓発等に努め
	ン充填回収業者への立入指導、(一社) 群馬	る。
	県フロン回収事業協会との共催でフロン充	
	填回収技術講習会を開催し、啓発等に努めた。	
		ı

指標	単位	計画策定	目時のデータ	最新(のデータ		目標
・県内温室効果ガス排出量	千t-CO2/年	H25	18,699	H27	18,151	H32	18,423
(※森林吸収量等を含まない)							
·環境GS認定等事業者	事業者	H25	2,560	H29	3,133	H31	4,600
・LED式の信号灯器の整備率	%	H26	約49.4	H29	約56.3	H31	約65.3
・再生可能エネルギー導入量	kWh/年	H26	40億	H28	47億	H31	52億
・燃料用チップ・ペレット生産量	m³/年	H26	20,997	H29	38,607	H31	110,000
・間伐等森林整備面積	ha/年	H26	2,267	H28	2,592	H31	3,500

(2) 生物多様性の保全・自然との共生

施策展開	平成29年度の主な取組状況	今後の方針・課題					
①生態系に応じる							
多様な生態系の保全	・県内の自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に必要な基礎情報の収集を目的に、「良好な自然環境を有する地域学術調査」を群馬県自然環境調査研究会に委託して実施した。 ・本県の生物多様性地域戦略として策定した「生物多様性ぐんま戦略」及び概要版を印刷製本し、研修や講座において周知した。	定に必要な基礎情報として重要であり、今後も地道な調査活動を継続する必要がある。 併せて、種の保護条例に基づく特定希少野 生動植物種に対するモニタリング調査の手 法及び体制等を検討する必要がある。					
水辺空間の保全・ 再生	・11河川で環境に配慮した河川改修を実施し、 治水機能の確保に加え、周囲と調和した明 度・彩度・テクスチャーを有する素材の護 岸を選定するとともに、護岸天端を工夫す ることで景観にも配慮した。	・引き続き、環境に配慮した河川改修を推進 し、護岸に配慮するだけでなく、河道計画 や河岸・水際部の設計についても環境上の 機能を確保し、生物の成育、生息、繁殖環 境を保全する。					
尾瀬の保全	・ビジターセンターの管理運営を尾瀬保護財団に委託し、ミニツアーによる尾瀬の自然解説、ビジターセンター、公衆トイレ、木道などの公共施設の維持管理を行った。 ・大清水〜ーノ瀬間の低公害車両による営業運行3年目。再訪者に加え、新たな利用促進に向け、更なる周知を実施した。	・尾瀬の保護と適正利用の推進のためには、利用者に対し尾瀬の自然について認識を深めてもらうことが大切であり、現地における活動が不可欠である。尾瀬は県民共通の財産であり、全国的にも知名度の高い国立公園であることから、今後も多くの人が利用出来るよう、ビジターセンターの充実に努める。 ・大清水~一ノ瀬間の低公害車運行は、利用分散化に寄与しているが、引き続き、鳩待峠入山口への一極集中の是正や、尾瀬の回遊型、滞在型利用の促進を図るため、PR等普及啓発事業や低公害車の運行状況調査等を実施する。					
②野生鳥獣害対策	②野生鳥獣害対策と外来生物対策への取組						
野生鳥獣対策の推 進	・適正管理計画を策定しているシカ、イノシシ、サル、クマ、カワウ、カモシカについて、現状の把握や対策の検討を行うため、関係者による会議等を開催し、被害軽減に係る対策を推進した。また、シカについては、捕獲強化を目的として、狩猟による捕獲頭数制限の解除を行った。	・市町村や関係機関等と連携して、「捕る」対策を強化するとともに、「守る」対策、「知る」対策を一体的に推進する。対策に取り組んだ地域では効果が現れているものの、野生鳥獣による農林業被害や生態系被害、生活環境被害は依然として深刻な状況にあり、継続した取組が必要である。					

施策展開	平成29年度の主な取組状況	今後の方針・課題
外来生物対策の推	・新たにヒアリ、クビアカツヤカミキリにつ	・新たに指定される特定外来生物に留意し、
進	いて、県ホームページにより周知した。	引き続き特定外来生物についての周知を図
	・クビアカツヤカミキリの県内被害調査を実	る。
	施した。また、邑楽館林地域における対策	
	協議会を平成30年度当初に設立するための	
	準備を行った。	
③自然とのふれる	あいの拡大	
ふれあいの「場」	・県立公園の歩道や園内道路、公衆トイレな	・県立公園は魅力的な自然環境を有し、気軽
の確保	どの補修や維持管理を、地元と協力しなが	に自然と触れあえる場として地域の観光資
	ら実施した。また、利用者から要望の高かっ	源の中心となっている。地域の自然環境を
	たトイレの洋式化を実施した結果、様式化	保全するとともに、利用者の利便性の向上
	率が22.4%から61.1%に引き上げられた。	や安全を確保するため、計画的・継続的な
	・県内7か所の森林公園について、指定管理	管理・整備を実施していく。
	者制度により運営管理を行った。老朽化し	・利用者の安全や快適性を確保するために老
	た歩道や四阿のほか利便性向上のため案内	朽化した公園施設の維持補修を行いながら、
	板の改修等を実施した。	併せて、森林整備を行うことで、森林が持
		つ優れた自然環境を保全し、県民の保健及
		び休養の場を提供していく。
ふれあいの「機会」	・グリーン・ツーリズム推進体制確立のため	・今後も関係者による情報提供、意見交換を実
の提供	に関係者による情報提供、意見交換を実施	
	した。また、キャラバンなどを実施し、広	
	報宣伝を行い、都市住民と農村住民の交流	を検討する。
	の機会を作ることができた。	
ふれあいを深める	・青少年及びその保護者を主たる対象として、	・今後も継続的に青少年自然の家以外での自
ための「人材」の	様々な自然体験活動を提供することにより、	然体験活動プログラムを提供し、参加者数
育成	青少年の主体性や協調性、社会性、問題解	の増加を目指す。
	決能力等「生きる力」を育成した。	

指標	単位	計画策定	目時のデータ	最新(のデータ		目標
・尾瀬学校等による自然環境学習の	%	H27	54.4	H29	55.2	H31	100
実施率							
・野生鳥獣による農作物被害額	千円	H26	424,050	H29	308,665	H31	250,000
					(速報値)		
·森林公園利用者数	千人/年	H26	483	H29	431	H31	540
・自然体験活動等に係る事業への参	人/年	H26	2,542	H29	3,268	H30	2,800
加者数(県立青少年自然の家3施							
設合計)							

(3) 森林環境の保全

施策展開	平成29年度の主な取組状況	今後の方針・課題
①公益性の高い系	森林の保全	
公益的機能の高 い森林づくり	・豪雨等により荒廃した渓流や山腹崩壊において、治山ダム工等の治山施設を設置する とともに、手入れ不足で荒廃した森林の整 備を行って、公益的機能の高い森林づくり を行った。	・山腹崩壊地や荒廃渓流等の復旧整備や公益的機能の低下した保安林の整備によって、水源の涵養や山地災害防止を図るものであり、今後も県民の安全・安心を確保するため積極的に実施していきたい。
持続利用可能な森林づくり	・森林が有する多面的にわたる公益的機能を 持続的に発揮させるため、森林所有者等が 実施する間伐等に対して支援及び条件不利 地や保安林等公益上特に重要な森林に対し て間伐等森林整備を実施した。 ・集約化施業を図るため、森林経営計画等の 作成支援と技術者育成について普及指導し た。	 ・森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、今後も間伐等森林整備を推進する必要がある。 ・効率的かつ安定した事業量を確保するためには、森林経営計画による計画的な森林施業が必要である。これら集約化施業を実施するための森林経営計画作成支援と技術者育成について引き続き実施する。
森林を支える仕 組みづくり	 ・「森林ボランティア支援センター」において、専用ホームページや情報誌による情報発信や森林ボランティア活動団体を対象にした刈払機の取り扱いなどの安全研修、森林整備作業器具の貸出しなどを実施し、森林ボランティア団体の活動を支援した。 ・人材発掘のためのツアー、林業への就業希望者を対象とした就業前研修、既就業者の技能・技術向上を目的とした研修を実施するとともに、労働安全衛生対策や雇用環境の整備・改善を支援し、林業従事者の確保・育成、定着率の向上を図った。 	・「森林ボランティア支援センター」による情報の収集・発信や技術指導、資機材の貸出しなどのサポート機能を高め、森林ボランティアに取り組む団体等を支援する。 ・新たな若手就業者の確保を目的とした就業前研修と、就業者に対する技能・技術向上を目的とした研修等の実施や雇用環境の整備・改善のための対策は、林業県ぐんまの林業労働を担う従事者の安定的確保と定着率向上を促進し、森林環境の保全を図るために必要不可欠である。

指標	単位	計画策定	定時のデータ	最新(のデータ		目標
・間伐等森林整備面積 (再掲)	ha/年	H26	2,267	H28	2,592	H31	3,500
・守るべき松林の松くい虫被害量	m³/年	H26	719	H29	453	H31	420
・治山事業施工面積 (累計)	ha	H26	318	H29	476	H31	600
·保安林指定面積(水源涵養保安林)	ha	H26	59,785	H29	60,121	H31	60,300
(累計)							
・森林ボランティア団体会員数	人	H26	4,968	H29	4,927	H31	5,500
・森林経営計画区域内の林道・作業	km	H26	227	H29	658	H31	1,300
道の新設延長(平成23年度から			1 1 1 1 1 1				
の累計)							
・素材生産量	m³/年	H26	278,120	H29	342,275	H31	400,000

(4) 生活環境の保全と創造

施策展開	平成29年度の主な取組状況	今後の方針・課題
①水環境、地盤斑	環境の保全、土壌汚染対策の推進	
水質汚濁・地下水汚染の防止	・計222地点(うち県実施分は31地点)の河川・湖沼で水質を測定した。河川・湖沼の水質汚濁の状況及び水質環境基準の達成状況を把握することができ、また、水質保全施策の基礎データとすることができた。・概況調査を実施した150井戸(うち県実施分は98井戸)のうち、22井戸で「硝酸性窒素」が、1井戸で「砒素」が地下水環境基準を超過した。継続監視調査を実施している58井戸(うち県実施分は33井戸)では、濃度は概ね前年並みで、中には地下水環境基準を満たす地点もあった。	82.5%で、ここ数年の傾向と変わらない。 長期的には改善傾向にあるが、全国平均 (H28:95.2%)と比較すると依然として 低い。引き続き、長期的に評価する必要 があり、測定体制の水準を維持するとと もに、新しい環境基準項目等については、 国交省・各市とも連携し、測定地点・測 定頻度も含めた体制整備を行う。 ・平成29年度概況調査の環境基準達成率は
地盤沈下の防止 土壌汚染対策の推 進	・地盤変動量を把握するため、134地点で一 級水準測量を行った。 ・有害物質使用特定事業場に対する立入調査 を行い、法制度の周知及び有害物質の適切	代表地点を定めた継続監視が必要となる。 ・県全体の地盤沈下は沈静化の傾向を示していると考えられるが、地盤沈下が起こると元に戻ることはないため、監視の継続が必要である。 ・関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱対象地域を中心に今後も一級水準測量を実施し、地盤沈下の状況の把握に努める。 ・地下水汚染を未然に防止するため、有害
進	を行い、伝制度の周知及の有害物質の週切 な取扱い等について指導を行った。	物質使用特定事業場等の並入調査において、構造基準等を遵守するよう事業者指導を行う。
②大気環境の保全	と、騒音、振動、悪臭の防止	
大気汚染の防止	・一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測 定局において、大気汚染の常時監視等を実 施した。 ・光化学オキシダントは、全ての測定地点に おいて環境基準を達成できなかったが、他 の環境基準設定項目は、全ての測定地点で 達成した。	は本県だけではなく、広域的な大気汚染問題であり、自治体の枠組みを超えた広域的な対策が必要である。
騒音・振動の防止	・自動車騒音の常時監視や新幹線騒音の測定を実施した。・東日本旅客鉄道㈱高崎支社及び東日本高速道路㈱高崎管理事務所・宇都宮管理事務所への要望活動を実施した。	から、現状の取組を継続する。 ・新幹線騒音については環境基準の達成率が低

施策展開	平成29年度の主な取組状況	今後の方針・課題
悪臭の防止	・市町村職員を対象に臭気測定研修会等を開	・今後も同様の市町村支援を行う。
	催し、臭気測定方法の習得を図るとともに、	・今後は臭気対策と排水対策の推進を図る。
	においセンサーの貸出し等による市町村支	畜産における悪臭については、苦情が発
	援を行った。	生することもあることから、農家や行政
	・堆肥施用展示ほの設置、県内農家の水質巡	による悪臭対策が急務となっている。
	回指導、PR冊子の配布等を実施した。	
③有害化学物質に	こよる環境リスクの低減	
有害化学物質対策	・大気3地点(各地点2回)、公共用水域(水	・環境監視については、全体的な排出量は
	質のみ)3地点、土壌3地点でダイオキシ	減少傾向にあることから、効率的かつ計
	ン濃度の測定を実施したところ、全ての地	画的に実施する。
	点で環境基準値未満であった。	・平成29年度から強化している建築物の解
	・特定粉じん排出等作業の届出のあった56件	体現場への立入検査について、引き続き
	(県受付分) について、作業現場に立入検	実施していく。
	査を行い、養生等の飛散抑制対策の実施状	
	況について監視・指導を行った。	
有害化学物質の適	・化学物質の排出量の多い事業所周辺の環境	・届出排出量の多い事業場について、周辺
正管理の推進	調査(PRTR環境調査)を県内6地点で実	への環境調査を継続し、その影響の把握
	施した。	に努め、必要に応じて事業者指導を実施
	・いずれの調査地点においても発生源の影響	する。
	を少なからず受けていることが示唆された	
	が、環境基準が設定されている項目につい	
	て、各地点で基準値の超過は見られなかっ	
	た。	
④放射性物質への	D対応	
中長期的な視点で	・環境放射能水準調査では、国から受託した	・引き続き、国から環境放射能水準調査を
の環境監視の実施	調査項目を完全実施した。また、県内市町	受託し、環境放射能の水準を把握すると
	村と連携し、サーベイメータ等により生活	ともに、市町村と連携し、生活圏の空間
	圏443か所の空間放射線量率の測定を行っ	放射線量率を監視する。
	た。	
	・県民の安全安心につなげるため、食品、水	
	道水等の放射性物質検査を実施した。	
情報の共有化、広	・県内市町村と連携し、サーベイメータ等に	・引き続き、県・市町村の各放射線対策の
報の推進	より生活圏443か所の空間放射線量率の測	実施主体間で、情報共有するとともに、
	定を行い、マッピングぐんま(地図情報)	県民にわかりやすく情報提供をする。
	で公表をした。	
	・県内各分野での放射線対策の状況をまとめ	
	た「群馬県放射線対策現況」を作成し、公	
	表した。	

施策展開	平成29年度の主な取組状況	今後の方針・課題
⑤快適な生活環境	1 770-1 7 72 7 2 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	ノ 又 マンノノ 単一 ロ 小
快適な環境の確保	・快適で清潔な「美しいふるさと群馬」を守	・地域における環境羊化音識の完善が見られ
八週な球児の唯体	ることを目的に、春・秋の環境美化月間等	
	での環境美化活動を実施した。	のか検討する必要がある。
	・緑化運動推進期間中に県内各地で苗木配布	
	会や緑の募金活動を実施したほか、県植樹	るため、引き続き緑化技術の普及啓発や緑
	祭を開催した。	化運動の積極的な推進を図る必要がある。
文化財の保護	・世界遺産及びその周辺環境のモニタリング	・世界遺産及びその周辺環境のモニタリン
	調査を行い、前年度から大きな変化はなく、	グ調査を継続することにより保存を図る。
	適正に保存されていることを確認した。	・文化財の保護・保存・活用を図るため、
	・県文化財保護審議会を2回開催し、4件の	今後とも指定、登録、選定を継続して行
	指定等を行った。	う必要がある。このため、文化財保護審
		議会と同専門部会を開催し、指導助言の
		もと、文化財の保護管理を進めていく。
地産地消の促進	・「ぐんま地産地消推進店」、「同優良店」の情	・今後も引き続き、「ぐんま地産地消推進店」
	報について、ホームページで情報発信する	認定促進に努めるとともに、それらの取
	とともに、地産地消推進店・直売所ガイド	組の充実を図り「同優良店」認定数増加
	ブック「群馬のいい味この味」を40,000	に努める。また、取組に対する気運醸成
	部発行し、関係各所に配布、県民、来県者	を図るため、情報発信やPRの方法に検討
	に広くPRした。	を要する。
⑥里山·平地林·	里の水辺の再生	
里山・平地林・里	・野生獣の出没抑制など、地域の安心・安全	・里山・平地林等の森林環境を改善し、安
の水辺の整備	な生活環境の改善を図るため、市町村と地	全・安心な生活環境を創造するため、引
	域住民等との協働による里山40ha、竹林	き続き支援する。また、今後も事業を活
	36haの整備に支援した。	用してもらうよう周知する。
		,,, c = 0 0 0 0 0, 7, 4, 4, 1, 7 0 0

指標	単位	計画策定	ご時のデータ	最新	のデータ	[目標
· 公共用水域環境基準達成率	%	H26	77.5	H29	82.5	Н31	85.0
(河川:BOD75%値)							
· 汚水処理人口普及率	%	H26	77.5	H28	79.3	H31	87.4
· 空間放射線量率	%	H27	100	H29	100	H31	100
(0.23 μ Sv/時間未満)							
· 県植樹祭参加者数	人	H25	900	H29	1,000	H31	1,000
・一人当たりの公園面積	m^{2}	H25	11.01	H29	11.75	Н31	12.50
(都市計画区域内・榛名公園、妙							
義公園を除く)							
・エコファーマー認定者数	人	H26	4,524	H29	5,386	H31	5,520
(延べ人数)							
・小規模ため池の保全・整備	箇所	H24	8	H29	3	H29	8
		~H28				~Н33	

(5) 持続可能な循環型社会づくり

施策展開	平成29年度の主な取組状況	今後の方針・課題
①2尺の促進によ	- にる資源ロスの削減	
ごみを発生させないライフスタイルの変革の推進		収を行っている店舗の回収ボックスに、マナー向上を呼びかけるステッカーを貼付する。また、レジ袋辞退状況を把握するため、県内12市を中心にレジ袋辞退状況調査を実施する。 ・平成26年度に実施した「循環型社会づくりに関する県民意識調査」によると、群馬県の
市町村等が実施する2R事業への支援・拡大		大きいことから、それぞれの市町村の実情 に応じたごみ減量のための取組が必要。ぐ んま3R推進会議の開催や各市町村への
生ごみの減量、食品ロスの削減	・小盛やハーフサイズメニューの設定、量り売り・ばら売り等を実施する飲食店等の登録制度(ぐんまちゃんの食べきり協力店)を開始したほか、家庭から出る生ごみを減らす「3きり運動(使いきり・食べきり・水きり)」や、宴会などでの食べ残しを減らす「30・10運動」の実践を、各種広報媒体を活用して県民へ広く呼びかけた。	の実践について、市町村や環境アドバイザー、関係機関・団体等と幅広く連携し、 各地域や事業者への浸透と取組の促進を 図る。
②地域の循環資源	原を活かすリサイクルの推進 できるできます。	
質の高い資源の循環的な利用に向けた普及・啓発		
民間の回収・処理ルートの整備	・市町村に対し、県民が利用しやすい容器包装廃棄物や使用済小型家電その他資源ごみの回収方法、回収ルートの開拓、新たな回収拠点の整備及び既設拠点における回収品目の拡大について、助言を行った。	する講習を開催するほか、ホームページを

施策展開	平成29年度の主な取組状況	今後の方針・課題
リサイクル関連産 業の振興	・産業廃棄物の再生利用を行う施設を整備しようとする事業者を対象とする融資制度(産業廃棄物処理施設整備資金)により、事業者の取組を支援するため、制度の周知を図った。	・平成29年度の融資実績は〇件だったことから、産業廃棄物の処理や再生利用を行う事業者の積極的な活用に向け、引き続き各種広報媒体により制度の周知を行う必要がある。
バイオマス活用シ ステムの構築	・外部有識者で組織する「群馬県バイオマス 活用推進委員会」において、平成28年度の 賦存量及び利用量の状況、個別事業の実施 状況を把握・点検した。	心に、各部局で構成される「群馬県バイオ
③廃棄物等の適]	E処理の推進	
一般廃棄物の適正 処理の推進と処理 施設の広域化	・市町村が実施する一般廃棄物処理に対する 指導及び助言を行った。 ・市町村が広域化を協議するための組織(ブロック協議会)の設立等の調整を行った。	 ・市町村担当者への研修及び情報交換による施設の効率的な維持管理の促進を支援する。 ・立入調査等による施設の適正な維持管理のための監督指導を行う。 ・交付金制度を活用した一般廃棄物処理施設整備を支援する。 ・「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」に基づき、一般廃棄物処理広域化を推進する。
産業廃棄物の適正 処理の維持と処理 施設の確保	・産業廃棄物相談員による排出事業者や環境 (森林)事務所等による処理施設の立入を 実施し、適正処理を指導した。 ・事前協議制度や優良認定処理業者の適正審 査を実施した。 ・ホームページ「産業廃棄物情報」を通じた 法改正情報等の提供を実施した。	情報提供を行うことで、産業廃棄物の適正 処理が行われるよう、引き続き指導等を行
有害物質を含む廃 棄物の確実な処理 の推進	・自家用電気工作物を設置する民間事業者等に対し、PCB廃棄物・使用製品の保管及び所有状況について調査を行った。 ・産業廃棄物相談員による排出事業者や環境(森林)事務所等による処理施設の立入検査を実施し、適正処理を指導した。	なかった者に対しては、アンケートを再送し、 調査票が届かなかった者に対しては、現地 訪問により調査を依頼する。「PCB含有不明
不法投棄等不適正 処理対策の強化	・産廃110番による情報入手、産廃Gメンによる巡視、民間警備会社委託の休日夜間等事案 監視、啓発広報、県警へリコプター「あかぎ」 によるスカイパトロール等を実施した。	

施策展開	平成29年度の主な取組状況	今後の方針・課題
施策展開 土砂埋立ての適正 化推進 ④災害廃棄物処理 広域的な災害廃棄 物処理体制の構築	 ・土砂条例特定事業許可件数:許可4件、変更許可3件 ・土砂条例制定市町村数:22市町村(平成29年度末) 単体制の構築 ・市町村担当者に対し、災害廃棄物処理計画策 	 ・不適切な施工に対する監視・指導や、土砂条例違反が疑われる事案に係る立入検査に重点を置き、土砂埋立ての適正化を図る。 ・市町村土砂条例の制定支援による隙間のない監視指導体制の構築を推進する。 ・近年、全国で発生している地震や水害等の被災状況、復興状況を踏まえ、「群馬県災害廃棄物処理計画」の見直しを検討する。 ・未だ相互支援協定を締結していない群馬県災害廃棄物処理対策協議会の構成員と協定を締結する。 ・災害廃棄物処理対策に係る研修や机上演
処理施設の強靱化の促進	・循環型社会形成推進交付金制度等の事務を 通じ、平成31年度までに施設整備を計画し ている市町村に対し、耐震化や災害拠点化 のために必要な情報提供を行った。 ・「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラ ン」に基づき、広域化を協議中の市町村に 対し、情報提供を行った。	習を実施し、市町村災害廃棄物処理計画策定を支援する。 ・市町村等の廃棄物処理施設整備が円滑に進むよう、引き続き、循環型社会形成推進交付金制度等の事務及び各ブロックの広域化協議会等の場における情報提供により、支援を行う。

指標	単位	計画策定	E時のデータ	最新	のデータ		目標
・県民一人一日当たりのごみの排出	g/人·日	H26	1,051	H28	1,005	H31	913以下
量							
・県民一人一日当たりの生活系収集	g/人·日	H26	580	H28	567	H31	464
可燃ごみの排出量							
・一般廃棄物の再生利用率	%	H26	15.6	H28	15.7	H31	25以上
・一般廃棄物の最終処分量	千t/年	H26	86	H28	75	H31	79
・バイオマス利用率	%	H26	79	H28	77	Н33	78
・燃料用チップ・ペレット生産量	m³/年	H26	20,997	H29	38,607	H31	110,000
(再掲)							
・不法投棄早期解決率	%	H26	38	H29	27	H31	50
・市町村土砂条例制定数	市町村	H26	11	H29	22	H31	24

(6) 全ての主体が参加する環境保全の取組

施策展開	平成29年度の主な取組状況	今後の方針・課題						
①良好な環境を支える人づくり								
環境学習の推進	・移動環境学習車「エコムーブ号」を活用し、 児童生徒等に対して体験型の環境学習の機 会を提供した。 ・ボランティア活動に取り組む意欲のある方 を公募し、幅広い分野のカリキュラムによ る「ぐんま環境学校」を開講した。 ・緑のインタープリター等の講師を派遣し、 森林や環境に関する講話や学校周辺の自然 を活用したフィールドワーク、教員の研修 等を行う「小中学生のためのフォレスト リースクール」を実施した。 ・群馬の子どもたちが一度は尾瀬を訪れ、質 の高い自然体験をすることにより自然保護 の意識を醸成するとともに、郷土を愛する 心を育むことを目的として、小中学校が尾 瀬において少人数のグループでガイドを 伴った環境学習「尾瀬学校」を実施する場 合に補助金を交付した。	事業は、教育委員会との連携により、多く活用されている。教育現場の実態に即した学習プログラムへの更新や、環境学習サポーターの高齢化により、新たなサポーターの確保が課題となっている。 ・「ぐんま環境学校」の修了生が個人の活動から地域の活動への一歩を踏み出すためのきっかけとして、修了後、環境アドバイザーに登録することとする。 ・小中学生のためのフォレストリースクールについては、高齢化等による指導者不足や学校要望(講座メニューの多様化)、指導対象の拡大などの要望に対応する必要がある。						
環境情報の提供と共有化	境サポートセンター」を運営し、動く環境 教室の実施、環境学習資料の作成、環境活 動団体の情報収集及び提供、環境アドバイ	にPRするため、SNSの活用について検討した結果、平成30年度はフェイスブックの運用を開始する。 ・関係各課との連携を一層深め、ホームページの内容の充実を図る。環境に関する県の						
②自主的取組の拡 県民・民間団体の 取組への支援	大・環境アドバイザーの自然、温暖化、ごみ、 広報の3部会1委員会の定期的な活動を通 して、アドバイザーとして環境保全意識の 向上が図られた。・環境活動に継続して取り組んでいる個人・	・環境アドバイザー制度は3年を登録期間 としており、平成30年度から新たな登録 期間にあたる。登録更新の際に、アドバイ ザー登録数が減少する傾向があるため、ア ドバイザーとして活動可能な新たな人材						

彰した。日頃の活動が知事表彰という形で 認められ、受賞者が活動内容の重要性を再 認識し、更なる取組への意欲を高めていた のあり方や推薦方法等の見直しを行う。

だくことができた。

施策展開	平成29年度の主な取組状況	今後の方針・課題
事業者の取組の促	・環境にやさしい買い物スタイル普及促進協	・容器等の店頭回収を推進するため、店頭回
進	議会の事業として、自治体及び消費者団体	収を行っている店舗の回収ボックスにマ
	と連携し、レジ袋削減の店頭啓発活動を77	ナー向上を呼びかけるステッカーを貼付
	回実施した。	する。また、レジ袋辞退状況を把握するた
	・㈱チノー藤岡事業所にあるビオトープを	め、県内12市を中心にレジ袋辞退状況調
	フィールドとして、環境学習プログラム作	査を実施する。
	成ノウハウを持つ高崎経済大学と㈱チノー	・産学官連携により開発した学習プログラ
	と県で共同研究を行い、小学校低学年向け	ムを活用し、環境学習促進法に基づき、㈱
	の環境学習プログラムを作成した。	チノーを体験の機会の場として知事認定
		を行う。
行政が行う自主的	·「群馬県地球温暖化対策実行計画(事務事業	·「群馬県地球温暖化対策実行計画(事務事
取組	編)」に基づき、県事務・事業に伴う環境	業編)」の目標達成のためには、今後、更
	負荷の一層の低減に向けた取組を行った。	なる対策の強化が必要であり、県有施設の
		省エネ改修の計画的な実施、またESCO
		事業導入や公用車のエコカー更新などに
		率先して取り組む必要がある。

指標	単位	計画策定	≧時のデータ	最新	のデータ		目標
・動く環境教室受講者数	人/年	H26	4,619	H29	6,293	H32	5,000
・環境アドバイザー登録者数	人	H26	292	H29	326	H32	400
・ぐんま環境学校 (エコカレッジ)	人/年	H26	21	H29	15	H32	30
修了者数							
·森林環境教育参加者数	人/年	H26	6,530	H29	14,493	H30	7,000
·森林環境教育指導者数 (活動登録	人	H26	38	H29	133	H30	138
者数)							
・環境教育研修講座受講者数	人/年	H26	12	H29	16	H31	20
・尾瀬学校等による自然環境学習の	%	H27	54.4	H29	55.2	H31	100
実施率 (再掲)							
・森林ボランティア団体会員数(再	人	H26	4,968	H29	4,927	H31	5,500
掲)							